

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社  
「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」  
－答申文(案) たたき台－

本事業は、稚内市、宗谷郡猿払村及び天塩郡豊富町の約 3,600ha を対象事業実施区域として、最大 45 基の風力発電機(全高最大 191m 程度、ローター直径最大 158m 程度)による最大出力 270,000kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に、保安林は同区域のほぼ全域を占めているほか、チュウヒやオジロワシなどの希少鳥類やイトウなどの希少な魚類の生息情報がある。また、同区域及びその周辺には住居等が存在しているほか、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 今後の風力発電設備、変電設備、工所用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 本方法書では、配慮書段階の事業実施想定区域から、希少な水生生物の生息や水道水源の集水域等に配慮して対象事業実施区域を絞り込んだとしているが、同区域は依然として、重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い植生や保安林と重複しているほか、同区域のほぼ全域が、イトウの安定した個体群が生息する希少な水系である猿払川水系、猿骨川水系、天塩川水系及び声間川水系の集水域に位置している。

このため、イトウへの影響をはじめとした環境面に十分配慮し、対象事業実施区域の絞り込みや風車の諸元、設置基数及び配置について更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、事業計画の検討過程及び決定理由を具体的かつ分かりやすく記載すること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、他事業者による風力発電事業との累積的な影響や並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響が懸念される。このため、他事業者から必要な情報を入手した上で、2 の個別的事項に示すとおり、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

- (4) 北海道レッドリストで絶滅危惧種 IB 類 (En) に指定しており、猿払村のシンボルに指定されているイトウについて、複数の自然保護団体等からその生息への影響を懸念する意見が出されていることを踏まえ、今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価結果等について、関係市町村、関係機関、住民、自然保護団体等への積極的な情報提供や科学的な知見を踏まえた丁寧な説明など適切な対応に努めること。
- (5) 稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定めており、また、豊富町では「豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン」を定めていることから、これらを尊重し、関係市町と調整を図ること。
- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、工事の実施に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、輸送路等の土地改変箇所の検討に当たっては、可能な限り住居等から隔離することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

また、対象事業実施区域と住居等との位置関係を踏まえ、必要に応じて調査地点の変更や追加を行うとともに、建設機械の稼働に伴う振動についても環境影響評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策についても検討すること。

ウ 工事前資材等の搬出入による騒音及び振動について、他の風力発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 施設の稼働による騒音について、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

### (2) 水質

ア 対象事業実施区域には、猿払村の水道水源の集水域が含まれ、水源の水質への影響が懸念される。このため、関係市町村と十分な協議を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施し、土砂及び濁水の流入等による水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

### (3) 地形及び地質

対象事業実施区域が重要な地形である周水河地形と重複している可能性があり、地形改変に伴い重大な影響が懸念される。このため、改変区域の検討に当たっては、当該地形の詳細を把握した上で、可能な限り改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

#### (4) 風車の影

施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

#### (5) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら、風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」において、チュウヒやオジロワシの分布情報等により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A1 及び A3 のメッシュに含まれており、極めて重点的な調査が必要とされているほか、海ワシ類やノスリなどの移動経路となっている可能性がある。このため、希少な種をはじめとする鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響についても、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車設置予定位置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら、鳥類への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ イトウについては、専門家ヒアリング等により、対象事業実施区域周辺に存在する猿払川水系において複数の産卵床が確認されているほか、事業者によるスクリーニング調査により、猿払川水系を含むその他河川においてもその生息が確認されており、生息状況や生態について、より正確に把握する必要がある。

このため、定量的な予測及び評価ができるよう、事前に専門家等と十分に協議を行い、得られた助言を反映し、適切に調査を実施すること。なお、環境 DNA 調査については、十分なサンプル数により分析するとともに、イトウの生息が確認されなかった場合においても、専門家等から得た助言を反映しながら、調査地点をさらに下流域に設定することや継続調査を実施することなどにより、生息の有無を適切に把握すること。

さらに、イトウの生息環境である河川について、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS) 及び溶存酸素量 (DO) に係る水質調査や、産卵環境の把握を目的とした河床材料の粒度組成に係る底質調査、餌種の生息状況の調査の実施など、専門家等から得た助言を反映しながら、科学的根拠に基づき、イトウへの影響が回避又は十分低減されているかを工事前後で評価可能とする調査項目や評価基準等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。

オ 哺乳類や鳥類、魚類だけでなく昆虫類など各分類群についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

#### (6) 植物

ア 植生調査の調査地点については、具体的な地点が示されておらず、妥当な地点が設定されているか判断できない。このため、植生の状況を適切に把握できるよう、専門家等から助言を得

ながら、現地植生タイプや面積に応じて地点を設定し、その設定根拠を具体的に、かつ一般にも分かりやすく準備書に記載すること。

イ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に文献情報で分布が確認されている植生自然度 10 のササ群落(IV)及び植生自然度 9 のエゾイタヤミズナラ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査を十分かつ詳細に行い、その存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

## (7) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。

特に、イトウを注目種として選定する必要があるかを十分に検討するとともに、その検討経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。

また、採餌に係る影響の予測評価に当たっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にササ群落 (IV) (植生自然度 10) やエゾイタヤミズナラ群落 (植生自然度 9) といった自然度の高い植生の区域及び哺乳類や鳥類等が繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

## (8) 景観

現況写真の撮影は四季を通して行い、フォトモンタージュの作成に当たっては、風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いるとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (9) 人と自然との触れ合いの活動の場

「沼川みのり公園」等については、事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、その活動やアクセス特性への影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

また、工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他の風力発電事業と工事時期及び利用区域が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めること。

また、それらが環境に与える影響については、発生量に加えて最終処分量や再生利用量、中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。